

## 荒天リスク精算型の試行の一部改正

標記について、平成26年6月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」の基本理念に則り、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮するため、海上工事における荒天リスクを発注者が負担し、受注者の休日確保を促す工事を試行しており、「荒天リスク精算型の試行の一部改正について」（令和5年3月31日付け事務連絡）で通知しているところであるが、下記のとおり改正したので適切に運用のこと。

### 記

#### 1. 試行方法

対象工事の施工期間中の荒天休止等の実態に基づき、供用係数の精査及び必要な場合は工期の延伸を行うものとする。

#### 2. 対象工事

作業船を使用する海上工事

#### 3. 入札説明書記載例

本工事は、施工期間中の荒天休止等の実態に基づき、供用係数の精査及び必要に応じて工期の延伸を可能とする荒天リスク精算型の試行工事である。

#### 4. 特記仕様書記載例

##### 第〇条 その他

##### 〇ー〇 荒天リスク精算型について

- (1) 本工事は、荒天リスク精算型の試行工事であり、実施にあたっては以下のとおりとする。
- (2) 本工事の設計船舶供用係数 $\alpha$ は〇、設計船員供用係数 $\beta$ は〇（就業〇時間）である。
- (3) 変更供用係数は施工期間中の荒天休止等の実態に基づき荒天リスク精算型試行工事積算要領により設定し、これに基づき契約変更するものとする。
- (4) 供用係数の精査の対象期間は、〇〇工、〇〇工の現地着手日から現地完了日とする。なお、対象工種は監督職員との協議により変更できる。
- (5) 災害、工程待ち等受注者の責によらない休止は、供用日数に含めない。
- (6) 休止日数は、0.5日単位とし、船舶については、休日（土日、祝休日、夏期休暇

(土日、祝休日を除き3日)、年末年始休暇(土日、祝休日を含め6日)、荒天による休止、安全訓練、休日に作業した場合の代休、船員については、荒天による休止、安全訓練、船員の有給休暇の日数とする。ただし、代休は休日に作業した日の前1週間、後4週間に取得したものに限る。

- (7) 休日に作業した日の前1週間、後4週間に取得できなかった代休は、休止として認めないものとする。
- (8) 受注者は、荒天等により休止する場合、監督職員に休止する理由を提出する。
- (9) 変更供用係数の設定にあたって、必要となる供用日数、運転日数、休止日数について、監督職員と協議のうえ決定するものとする。
- (10) 施工期間中の荒天休止等の実態により、工期の延長が必要な場合は、監督職員と協議のうえ契約変更を行うものとする。
- (11) 本試行工事の施工期間中における荒天休止等の実態を把握するため、監督職員より実績等取りまとめのための資料の提出を指示することがある。  
この指示を受けた場合は、必要事項を正確に取りまとめのうえ監督職員に提出するものとし、当該資料の作成に必要な費用は受注者の負担とする。

## 5. 積算方法

- (別添) 荒天リスク精算型試行工事積算要領のとおりとする。

## 荒天リスク精算型試行工事積算要領

荒天リスク精算型試行工事を実施する場合の積算は、以下に示す手順によるものとする。

- ・当初積算は、漁港漁場関係工事積算基準に定められた各港の供用係数ランクで行うものとする。
- ・変更積算は、以下の考え方にに基づき設定される変更供用係数を用いて行うものとする。

### 1. 年換算荒天日数の算出

実態の荒天日数を以下の算定式により年換算する。

$$\text{年換算荒天日数} = \frac{A \times B}{C} \quad (\text{少数1位四捨五入, 整数止め})$$

A：実態荒天日数

B：年換算供用日数（365日）

C：実態供用日数 = 運転日数 + 休止日数

※ 休止日数 = 休日日数 + 安全訓練日数 + 荒天日数 - 休日作業日数 + 代休日数

### 2. 供用係数ランクの選定

1. で算出した年換算荒天日数をもとに下表により供用係数ランクを選定する。

供用係数ランク	設定年換算荒天日数	設定船舶供用係数	設定船員供用係数
1	0 ~ 15	1.65	1.20
2	16 ~ 45	1.85	1.35
3	46 ~ 75	2.20	1.55
4	76 ~ 90	2.55	1.80
5	91 ~ 105	2.80	2.00
6	106 ~ 120	3.20	2.25
7	121 ~ 135	3.65	2.60
8	136 ~ 150	4.30	3.05
9	151 ~ 165	5.25	3.70

### 3. 変更供用係数の決定

#### (1) 休日を確保した場合

2. で選定した供用係数ランクに応じた設定船舶供用係数及び設定船員供用係数を採用する。

但し、2. で選定した供用係数ランクが、当初積算の供用係数ランク以下だった場合、当初積算の船舶供用係数及び船員供用係数は変更しない。

#### (2) 休日を確保しなかった場合

下記の算定式により算出した休日作業補正係数を2. で選定した供用係数ランクに応じた設定船舶供用係数及び設定船員供用係数から差し引いたものを変更供用係数とする。

$$\text{休日作業補正係数} = \frac{(A - B) \times \frac{C}{D}}{E} \quad (\text{小数3位四捨五入})$$

A：実態休日作業日数

B：実態代休取得日

C：年換算供用日数（365日）

D：実態供用日数

E：年間休日日数（125日）

変更船舶供用係数 = 設定船舶供用係数 - 休日作業補正係数

変更船員供用係数 = 設定船員供用係数 - 休日作業補正係数